令和３年度からの「広報まえばし」の掲載依頼について

令和３年４月より、「広報まえばし」が、月１回（毎月１日）の発行

となります。

＊掲載依頼（方法）はこれまでと変わりませんが、１５日号がなくなります。

月１回の発行となりますので、計画的に掲載号の選定をお願いいたします。

☆以下の記載事項に変更点はありません。

１掲載できる大会や教室

・市民スポーツ祭

・前橋市スポーツ協会加盟団体が主催で実施する 大会 や 教室

※市民スポーツ祭以外の場合、スポ協加盟団体が主催であれば、「前橋市」や「前橋市教育委員会」の後援を受ける必要はありません。

２掲載依頼（提出）先

メールにて提出できない団体は、提出期限に余裕をもって、スポーツ協会までご連絡ください。

　 前橋市スポーツ協会事務局
加盟団体からの掲載依頼は、各課を経由し、発行に至ります。

　　　　加盟団体　⇒　スポーツ協会　⇒　スポーツ課　⇒　市政発信課

３掲載依頼（提出）方法

\*

メールにて　原稿を提出してください。　　…原稿の書き方は、５ を参考にしてください

\*

　　　　提出先アドレス

【maebashi-taikyo@ｂｆ.wakwak.com】　　(スポーツ協会アドレス)

４掲載依頼（提出）期限

*余裕をもって提出しましょう*

　 ***広報発行日の 約1か月前***

提出期限、厳守

　　　　例：4月1日号掲載希望　→　2月25日までにメールで “スポーツ協会” へ

　　　　　　 掲載依頼（原稿提出）は、掲載号の約１か月前となります。ただし、令和３年５月１日号のように、発行号が土曜日・日曜日・祝日に当たる場合、前日の開庁日（４月３０日）が発行日となります。それに伴い、原稿締切りも早まりますのでご注意ください。

5原稿の書き方（「Word」で作成※「ＰＤＦ」「Ｅｘｃｅｌ」不可）

(1)題目＝

(2)内容＝

①日時＝　②会場＝　③対象＝（定員数もご記入ください）　④費用＝　⑤申込方法＝

⑥問い合わせ先＝（担当者氏名、 連絡の付く電話番号027-〇〇〇-〇〇〇〇）

６その他
掲載希望の大会や教室の「要項」を必ずご提供ください。

市民の方は、掲載記事の詳細を、スポーツ協会のホームページで確認できるようになります。